

別紙 1

○所得税基本通達

新 旧 対 照 表

(注)アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改 正 後	改 正 前
目 次	目 次
<p>第 2 編 居住者の納税義務</p> <p>第 1 章 課税標準及びその計算並びに所得控除</p> <p>第 2 節 損失の繰越控除</p> <p>法第70条((純損失の繰越控除))関係</p> <p><u>法第70条の2((特定非常災害に係る純損失の繰越控除の特例))関係</u></p> <p>法第71条((雑損失の繰越控除))関係</p> <p>法第2条((定義))関係</p> <p>(38万円以上受けているかどうかの判定)</p> <p>2-50 法第2条第1項第34号の2ロ(3)に規定する「その居住者からその年において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている」かどうかは、次により判定するものとする。</p> <p>(1) その支払が、規則第47条の2第6項第1号又は第8項第1号に規定する金融機関(以下この項において「金融機関」という。)が行う為替取引によるものである場合</p> <p>イ その支払は、その居住者が生活費又は教育費に充てるための金銭を送金した日に行われたものとする。</p> <p>ロ その支払が外貨建てで行われる場合には、その居住者が送金をした金融機関の当該送金した日におけるその外国通貨に係る対顧客直物電信売相場と対顧客直物電信買相場の仲値(以下この項において「電信売買相場の仲値」という。)により本邦通貨に換算する。ただし、この場合において、本邦通貨により外国通貨を購入し直ちに送金するときは、現に支出した本邦通貨の額をその円換算額とすることができる。</p> <p>(2) その支払が、規則第47条の2第6項第2号又は第8項第2号に規定するクレジットカード等の提示又は通知(以下この項において「クレジットカード等の利用」という。)によるものである場合</p> <p>イ その支払は、クレジットカード等の利用をした日に行われたものとする。</p>	<p>第 2 編 居住者の納税義務</p> <p>第 1 章 課税標準及びその計算並びに所得控除</p> <p>第 2 節 損失の繰越控除</p> <p>法第70条((純損失の繰越控除))関係</p> <p>(新 設)</p> <p>法第71条((雑損失の繰越控除))関係</p> <p>法第2条((定義))関係</p> <p>(38万円以上受けているかどうかの判定)</p> <p>2-50 法第2条第1項第34号の2ロ(3)に規定する「その居住者からその年において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている」かどうかは、次により判定するものとする。</p> <p>(1) その支払が、規則第47条の2第6項第1号又は第8項第1号に規定する金融機関(以下この項において「金融機関」という。)が行う為替取引によるものである場合</p> <p>イ その支払は、その居住者が生活費又は教育費に充てるための金銭を送金した日に行われたものとする。</p> <p>ロ その支払が外貨建てで行われる場合には、その居住者が送金をした金融機関の当該送金した日におけるその外国通貨に係る対顧客直物電信売相場と対顧客直物電信買相場の仲値(以下この項において「電信売買相場の仲値」という。)により本邦通貨に換算する。ただし、この場合において、本邦通貨により外国通貨を購入し直ちに送金するときは、現に支出した本邦通貨の額をその円換算額とすることができる。</p> <p>(2) その支払が、規則第47条の2第6項第2号又は第8項第2号に規定するクレジットカード等の提示又は通知(以下この項において「クレジットカード等の利用」という。)によるものである場合</p> <p>イ その支払は、クレジットカード等の利用をした日に行われたものとする。</p>

ロ そのクレジットカード等の利用が外国通貨で決済されたものである場合には、当該クレジットカード等の利用をした日における電信売買相場の仲値により本邦通貨に換算する。ただし、この場合において、その外国通貨で決済されたものについて本邦通貨で表示される預貯金の口座から引き落として支払われるときは、現に支出した本邦通貨の額をその円換算額とすることができる。

(3) その支払が、規則第47条の2第6項第3号又は第8項第3号に規定する電子決済手段等取引業者が行う同条第6項第3号又は第8項第3号に規定する電子決済手段（以下この項において「電子決済手段」という。）の移転によるものである場合

イ その支払は、電子決済手段の移転がされた日に行われたものとする。

ロ その電子決済手段の価額が外国通貨で表示されるものである場合には、その電子決済手段の価額をその表示される外国通貨の金額とみなして、その電子決済手段の移転がされた日における電信売買相場の仲値により本邦通貨に換算する。ただし、この場合において、本邦通貨により電子決済手段を購入し直ちに移転するときは、現に支出した本邦通貨の額をその円換算額とすることができる。

(注) 1 邦貨換算については、その支払を受ける金額の年間の合計額につき、その年最後の支払の日の電信売買相場の仲値又は当該最後の支払に係る実際に適用された外国為替の売買相場により一括して換算した金額にすることもできる。

2 電信売買相場の仲値については、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次のとおりとする。

(1) その支払に係る金融機関の電信売買相場の仲値が存在する場合 原則として、その支払に係る金融機関のものによることとするが、その居住者の主たる取引金融機関のものなど合理的なものを継続して使用している場合には、これを認める。

(2) 上記(1)以外の場合 原則として、その居住者の主たる取引金融機関のものによることとするが、合理的なものを継続して使用している場合には、これを認める。

法第10条((障害者等の少額預金の利子所得等の非課税))関係

(確認書類の範囲)

10-10 法第10条第2項又は第5項に規定する書類（当該書類の写しを含む。以下10-25までにおいて「確認書類」という。）には、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる書類を含むものとする。

(1) 規則第7条第1項各号((障害者等に該当する旨を証する書類の範囲等))に掲げる「障害者等の身体障害者手帳、遺族基礎年金の年金証書その他の財務省令で定める書

ロ そのクレジットカード等の利用が外国通貨で決済されたものである場合には、当該クレジットカード等の利用をした日における電信売買相場の仲値により本邦通貨に換算する。ただし、この場合において、その外国通貨で決済されたものについて本邦通貨で表示される預貯金の口座から引き落として支払われるときは、現に支出した本邦通貨の額をその円換算額とすることができる。

(注) 1 邦貨換算については、その支払を受ける金額の年間の合計額につき、その年最後の支払の日の電信売買相場の仲値又は当該最後の支払に係る実際に適用された外国為替の売買相場により一括して換算した金額にすることもできる。

2 電信売買相場の仲値については、原則として、その支払に係る金融機関のものによることとするが、その居住者の主たる取引金融機関のものなど合理的なものを継続して使用している場合にはこれを認める。

法第10条((障害者等の少額預金の利子所得等の非課税))関係

(確認書類の範囲)

10-10 法第10条第2項又は第5項に規定する書類（当該書類の写しを含む。以下10-25までにおいて「確認書類」という。）には、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる書類を含むものとする。

(1) 規則第7条第1項各号((障害者等に該当する旨を証する書類の範囲等))に掲げる「障害者等の身体障害者手帳、遺族基礎年金の年金証書その他の財務省令で定める書

類」(同項第2号に規定する「妻であることを証する書類」及び同項第13号に規定する「児童の母であることを証する事項の記載がある住民票の写し又は住民票の記載事項証明書」を除く。以下この項において「身体障害者手帳等」という。)

イ 令第31条の2第8号((障害者等の範囲))に規定する障害補償費又は遺族補償費に係る市の長(公害健康被害の補償等に関する法律第4条第3項((認定等))に規定する市の長(同項に規定する特別区の長を含む。))をいう。以下この(1)において同じ。)の支給決定通知書

ロ 公害健康被害の補償等に関する法律第4条第3項の規定に基づく、市の長の同条第2項の規定による認定をした旨を証する書類

ハ 身体障害者手帳等が通知書である場合における当該通知書の改定通知書又は非改定通知書

ニ 身体障害者手帳等が証書である場合における当該証書の改定証書

(2) 規則第7条第1項第2号に規定する「妻であることを証する書類」

イ 身体障害者手帳等のうち、妻である旨の記載又は妻である旨の略称若しくは記号の記載があるもの

ロ 身体障害者手帳等以外の書類で当該身体障害者手帳等の発行者等が発行したもののうち、妻として年金を受給している旨等が確認できる事項の記載があるもの

ハ 消除された住民票の写し又は消除された住民票に記載された事項に関する証明書

ニ 戸籍(改製原戸籍を含む。)の謄本、抄本若しくは戸籍に記載された事項に関する証明書又は除かれた戸籍の謄本、抄本若しくは除かれた戸籍に記載された事項に関する証明書

ホ 妻である者がいわゆる内縁関係にあった者である場合には、住民票の写し若しくは住民票の記載事項証明書(上記のハの書類を含む。)のうちその旨が確認できるもの、又は年金の裁定を受けるために提出した書類の写しその他の書類で事実上婚姻関係と同様の事情にあった旨が確認できるもの

(3) 規則第7条第1項第13号に規定する「児童の母であることを証する事項の記載がある住民票の写し又は住民票の記載事項証明書」

規則第7条第2項第4号に掲げる書類(次の(4)のイからタまでに掲げる書類を含む。)のうち、当該書類の被扶養者欄等に子がいる旨(児童の母である旨)の記載があるもの

(4) 規則第7条第2項第8号に規定する「官公署から発行され、又は発給された書類その他これらに類するもの」

イ 国民健康保険高齢受給者証

(国民健康保険法施行規則 様式第1号の4、様式第1号の4の2、様式第1号

類」(同項第2号に規定する「妻であることを証する書類」及び同項第13号に規定する「児童の母であることを証する事項の記載がある住民票の写し又は住民票の記載事項証明書」を除く。以下この項において「身体障害者手帳等」という。)

イ 令第31条の2第8号((障害者等の範囲))に規定する障害補償費又は遺族補償費に係る市の長(公害健康被害の補償等に関する法律第4条第3項((認定等))に規定する市の長(同項に規定する特別区の長を含む。))をいう。以下この(1)において同じ。)の支給決定通知書

ロ 公害健康被害の補償等に関する法律第4条第3項の規定に基づく、市の長の同条第2項の規定による認定をした旨を証する書類

ハ 身体障害者手帳等が通知書である場合における当該通知書の改定通知書又は非改定通知書

ニ 身体障害者手帳等が証書である場合における当該証書の改定証書

(2) 規則第7条第1項第2号に規定する「妻であることを証する書類」

イ 身体障害者手帳等のうち、妻である旨の記載又は妻である旨の略称若しくは記号の記載があるもの

ロ 身体障害者手帳等以外の書類で当該身体障害者手帳等の発行者等が発行したもののうち、妻として年金を受給している旨等が確認できる事項の記載があるもの

ハ 消除された住民票の写し又は消除された住民票に記載された事項に関する証明書

ニ 戸籍(改製原戸籍を含む。)の謄本、抄本若しくは戸籍に記載された事項に関する証明書又は除かれた戸籍の謄本、抄本若しくは除かれた戸籍に記載された事項に関する証明書

ホ 妻である者がいわゆる内縁関係にあった者である場合には、住民票の写し若しくは住民票の記載事項証明書(上記のハの書類を含む。)のうちその旨が確認できるもの、又は年金の裁定を受けるために提出した書類の写しその他の書類で事実上婚姻関係と同様の事情にあった旨が確認できるもの

(3) 規則第7条第1項第13号に規定する「児童の母であることを証する事項の記載がある住民票の写し又は住民票の記載事項証明書」

規則第7条第2項第4号に掲げる書類(次の(4)のイからタまでに掲げる書類を含む。)のうち、当該書類の被扶養者欄等に子がいる旨(児童の母である旨)の記載があるもの

(4) 規則第7条第2項第8号に規定する「官公署から発行され、又は発給された書類その他これらに類するもの」

イ 国民健康保険高齢受給者証

(国民健康保険法施行規則 様式第1号の4、様式第1号の4の2、様式第1号

- の5、様式第1号の5の2)
- ロ 国民健康保険の退職被保険者に係る被保険者証
(国民健康保険法施行規則 様式第7号、様式第7号の2)
 - ハ 国民健康保険特別療養証明書
(国民健康保険法施行規則 様式第2、様式第2の2)
 - ニ 健康保険特例退職被保険者証
(健康保険法施行規則 様式第9号(3)(4))
 - ホ 健康保険高齢受給者証
(健康保険法施行規則 様式第10号(1)(2))
 - ヘ 健康保険特別療養証明書
(健康保険法施行規則 様式第12号)
 - ト 健康保険被保険者受給資格者票
(健康保険法施行規則 様式第16号)
 - チ 船員保険高齢者受給者証
(船員保険法施行規則 様式第2号)
 - リ 共済組合組合員被扶養者証
(国家公務員共済組合法施行規則 別紙様式第15号)
(地方公務員等共済組合法施行規程 別紙様式第19号)
 - ヌ 共済組合高齢受給者証
(国家公務員共済組合法施行規則 別紙様式第15号の3)
(地方公務員等共済組合法施行規程 別紙様式第20号)
 - ル 共済組合特別療養証明書
(国家公務員共済組合法施行規則 別紙様式第24号の2)
(地方公務員等共済組合法施行規程 別紙様式第23号)
 - ヲ 共済組合船員組合員被扶養者証
(国家公務員共済組合法施行規則 別紙様式第40号)
(地方公務員等共済組合法施行規程 別紙様式第41号)
 - ワ 共済組合任意継続組合員証
(地方公務員等共済組合法施行規程 別紙様式第46号)
 - カ 共済組合任意継続組合員被扶養者証
(地方公務員等共済組合法施行規程 別紙様式第46号の2)
 - コ 私立学校教職員共済資格喪失後継続給付証明書
(日本私立学校振興・共済事業団共済運営規則 様式第16号)
 - ク 自衛官診療証
(防衛省職員療養及び補償実施規則 別紙様式第12)

- の5、様式第1号の5の2)
- ロ 国民健康保険の退職被保険者に係る被保険者証
(国民健康保険法施行規則 様式第7号、様式第7号の2)
 - ハ 国民健康保険特別療養証明書
(国民健康保険法施行規則 様式第2、様式第2号の2)
 - ニ 健康保険特例退職被保険者証
(健康保険法施行規則 様式第9号(3)(4))
 - ホ 健康保険高齢受給者証
(健康保険法施行規則 様式第10号(1)(2))
 - ヘ 健康保険特別療養証明書
(健康保険法施行規則 様式第12号)
 - ト 健康保険被保険者受給資格者票
(健康保険法施行規則 様式第16号)
 - チ 船員保険高齢者受給者証
(船員保険法施行規則 様式第2号)
 - リ 共済組合組合員被扶養者証
(国家公務員共済組合法施行規則 別紙様式第15号)
(地方公務員等共済組合法施行規程 別紙様式第19号)
 - ヌ 共済組合高齢受給者証
(国家公務員共済組合法施行規則 別紙様式第15号の3)
(地方公務員等共済組合法施行規程 別紙様式第20号)
 - ル 共済組合特別療養証明書
(国家公務員共済組合法施行規則 別紙様式第24号の2)
(地方公務員等共済組合法施行規程 別紙様式第23号)
 - ヲ 共済組合船員組合員被扶養者証
(国家公務員共済組合法施行規則 別紙様式第40号)
(地方公務員等共済組合法施行規程 別紙様式第41号)
 - ワ 共済組合任意継続組合員証
(地方公務員等共済組合法施行規程 別紙様式第46号)
 - カ 共済組合任意継続組合員被扶養者証
(地方公務員等共済組合法施行規程 別紙様式第46号の2)
 - コ 私立学校教職員共済資格喪失後継続給付証明書
(日本私立学校振興・共済事業団共済運営規則 様式第16号)
 - ク 自衛官診療証
(防衛省職員療養及び補償実施規則 別紙様式第12)

レ 規則第7条第2項第4号に掲げる書類(上記イからタまでに掲げる書類を含む。)に記載されている被扶養者又は療養者等から提示された当該書類(当該書類に記載されている被保険者又は組合員等と同居している被扶養者又は療養者等から提示されたものに限る。)

ソ 老齢福祉年金の受給者に交付されている国民年金証書
(老齢福祉年金支給規則 様式第4号)

ツ 老人の医療費の助成に関する条例等に基づき、規則第7条第2項第4号に規定する後期高齢者医療の被保険者証に準じて交付される当該助成を受ける資格を証する医療証

ネ 規則第7条第1項第16号に規定する療育手帳の交付を受けることができる者に対し、当該手帳に代えて福祉事務所長等が発行する知的障害者である旨を証する書類

(注)1 上記(4)イからネに掲げる書類は、告知等の日(規則第7条第2項第1号に規定する「告知等の日」をいう。以下この項において同じ。)前6月以内に作成されたもの(有効期間又は有効期限のあるものにあつては、告知等の日において有効なもの)に限られることに留意する。

2 法第10条第2項の非課税貯蓄申込書の提出をしようとする際、令第41条の2第1項((障害者等に該当する旨を証する書類の範囲等))に規定する障害者等確認書類(以下この項において「障害者等確認書類」という。)に当該障害者等の氏名、生年月日及び住所の記載がされている場合には、金融機関の営業所等の長に当該記載がされた障害者等確認書類を提示することで、同条第1項に規定する住所等確認書類の提示又は当該住所等確認書類の提示に代えて行う法第10条第2項に規定する署名用電子証明書等の送信は要しないことに留意する。

3 法第10条第5項の非課税貯蓄申告書又は同条第4項に規定する非課税貯蓄限度額変更申告書の提出をしようとする際、障害者等確認書類(告知等の日前6月以内に作成されたもの(有効期間又は有効期限のあるものにあつては、告知等の日において有効なもの)に限る。)に当該障害者等の氏名、生年月日及び住所の記載がされている場合には、金融機関の営業所等の長に当該記載がされた障害者等確認書類を提示することで、規則第7条第4項第2号の住所等確認書類の提示は要しないこととして差し支えない。

4 令第41条の2第1項に規定する住所等確認書類の様式が改訂された場合において、当面の間旧様式を使用することができることとされているときは、当該住所等確認書類には当該旧様式を含むものとする。

法第24条((配当所得))関係

レ 規則第7条第2項第4号に掲げる書類(上記イからタまでに掲げる書類を含む。)に記載されている被扶養者又は療養者等から提示された当該書類(当該書類に記載されている被保険者又は組合員等と同居している被扶養者又は療養者等から提示されたものに限る。)

ソ 老齢福祉年金の受給者に交付されている国民年金証書
(老齢福祉年金支給規則 様式第4号)

ツ 老人の医療費の助成に関する条例等に基づき、規則第7条第2項第4号に規定する後期高齢者医療の被保険者証に準じて交付される当該助成を受ける資格を証する医療証

ネ 規則第7条第1項第16号に規定する療育手帳の交付を受けることができる者に対し、当該手帳に代えて福祉事務所長等が発行する知的障害者である旨を証する書類

(注)1 上記(4)イからネに掲げる書類は、告知等の日(規則第7条第2項第1号に規定する「告知等の日」をいう。以下この項において同じ。)前6月以内に作成されたもの(有効期間又は有効期限のあるものにあつては、告知等の日において有効なもの)に限られることに留意する。

2 法第10条第2項の非課税貯蓄申込書の提出をしようとする際、令第41条の2第1項((障害者等に該当する旨を証する書類の範囲等))に規定する障害者等確認書類(以下この項において「障害者等確認書類」という。)に当該障害者等の氏名、生年月日及び住所の記載がされている場合には、金融機関の営業所等の長に当該記載がされた障害者等確認書類を提示することで、同条第1項に規定する住所等確認書類の提示又は当該住所等確認書類の提示に代えて行う法第10条第2項に規定する署名用電子証明書等の送信は要しないことに留意する。

3 法第10条第5項の非課税貯蓄申告書又は同条第4項に規定する非課税貯蓄限度額変更申告書の提出をしようとする際、障害者等確認書類(告知等の日前6月以内に作成されたもの(有効期間又は有効期限のあるものにあつては、告知等の日において有効なもの)に限る。)に当該障害者等の氏名、生年月日及び住所の記載がされている場合には、金融機関の営業所等の長に当該記載がされた障害者等確認書類を提示することで、規則第7条第4項第2号又は第3号の住所等確認書類の提示は要しないこととして差し支えない。

4 令第41条の2第1項に規定する住所等確認書類の様式が改訂された場合において、当面の間旧様式を使用することができることとされているときは、当該住所等確認書類には当該旧様式を含むものとする。

法第24条((配当所得))関係

(負債の利子につき月数あん分を行う場合)

24-10 令第59条第2項((配当所得の金額の計算上控除する負債の利子))の規定による負債の利子の月数あん分は、株式等を年の中途において取得し又は譲渡した場合で、当該株式等に係る負債の利子はその年1月1日から12月31日までの期間について計算されたものであるときに限り行うことに留意する。

法第36条及び第37条(収入金額及び必要経費) 共通関係

(信用取引に係る金利等)

36・37共-22 信用取引の方法により株式の買付け若しくは売付けを行う者又は暗号資産信用取引の方法により暗号資産の買付け若しくは売付けを行う者が、当該信用取引又は当該暗号資産信用取引に関し、証券会社に支払うべき、若しくは証券会社から支払を受けるべき金利若しくは品貸料又は他の者(当該暗号資産信用取引に関し、当該売付け又は買付けを行った者に対して信用を供与する者に限る。以下この項において同じ。)に支払うべき、若しくは他の者から支払を受けるべき金利若しくはいわゆる品貸料に相当する金額は、それぞれ次によるものとする。

- (1) 買付けを行う者が、証券会社に支払うべき金利は当該買付けに係る株式の取得価額に算入し、証券会社から支払を受けるべき品貸料は当該買付けに係る株式の取得価額から控除する。
- (2) 売付けを行う者が、証券会社から支払を受けるべき金利は当該売付けに係る株式の譲渡による収入金額に算入し、証券会社に支払うべき品貸料は当該売付けに係る株式の譲渡による収入金額から控除する。
- (3) 買付けを行う者が、他の者に支払うべき金利は当該買付けに係る暗号資産の取得価額に算入し、他の者から支払を受けるべきいわゆる品貸料は当該買付けに係る暗号資産の取得価額から控除する。
- (4) 売付けを行う者が、他の者から支払を受けるべき金利は当該売付けに係る暗号資産の売買による収入金額に算入し、他の者に支払うべきいわゆる品貸料は当該売付けに係る暗号資産の売買による収入金額から控除する。

法第48条の2((暗号資産の譲渡原価等の計算及びその評価の方法))関係

(一時的に必要な暗号資産を取得した場合の取扱い)

48の2-1 令第119条の2第2項に規定する一時的に必要な暗号資産を取得する場合は、暗号資産を購入し、若しくは売却し、又は種類の異なる暗号資産に交換しようとする

(負債の利子につき月数あん分を行う場合)

24-10 令第59条第1項((配当所得の金額の計算上控除する負債の利子))の規定による負債の利子の月数あん分は、株式等を年の中途において取得し又は譲渡した場合で、当該株式等に係る負債の利子はその年1月1日から12月31日までの期間について計算されたものであるときに限り行うことに留意する。

法第36条及び第37条(収入金額及び必要経費) 共通関係

(信用取引に係る金利等)

36・37共-22 信用取引の方法により株式の買付け若しくは売付けを行った者又は暗号資産信用取引の方法により暗号資産の買付け若しくは売付けを行った者が、当該信用取引又は当該暗号資産信用取引に関し、証券会社に支払うべき、若しくは証券会社から支払を受けるべき金利若しくは品貸料又は令第119条の7に規定する暗号資産交換業を行う者(以下この項及び48の2-1において「暗号資産交換業者」という。)に支払うべき、若しくは暗号資産交換業者から支払を受けるべき金利若しくはいわゆる品貸料に相当する金額は、それぞれ次によるものとする。

- (1) 買付けを行った者が、証券会社に支払うべき金利は当該買付けに係る株式の取得価額に算入し、証券会社から支払を受けるべき品貸料は当該買付けに係る株式の取得価額から控除する。
- (2) 売付けを行った者が、証券会社から支払を受けるべき金利は当該売付けに係る株式の譲渡による収入金額に算入し、証券会社に支払うべき品貸料は当該売付けに係る株式の譲渡による収入金額から控除する。
- (3) 買付けを行った者が、暗号資産交換業者に支払うべき金利は当該買付けに係る暗号資産の取得価額に算入し、暗号資産交換業者から支払を受けるべきいわゆる品貸料は当該買付けに係る暗号資産の取得価額から控除する。
- (4) 売付けを行った者が、暗号資産交換業者から支払を受けるべき金利は当該売付けに係る暗号資産の売買による収入金額に算入し、暗号資産交換業者に支払うべきいわゆる品貸料は当該売付けに係る暗号資産の売買による収入金額から控除する。

法第48条の2((暗号資産の譲渡原価等の計算及びその評価の方法))関係

(一時的に必要な暗号資産を取得した場合の取扱い)

48の2-1 令第119条の2第2項に規定する一時的に必要な暗号資産を取得する場合は、暗号資産を購入し、若しくは売却し、又は種類の異なる暗号資産に交換しようとする

際に、その暗号資産（種類の異なる暗号資産との交換にあつては、その有する暗号資産又はその種類の異なる暗号資産）がいずれの暗号資産交換業者（資金決済に関する法律第2条第15項（定義）に規定する暗号資産交換業を行う者をいう。）においても、本邦通貨及び外国通貨（以下この項において「本邦通貨等」という。）と直接交換することができないこと（種類の異なる暗号資産との交換にあつては、その有する暗号資産とその種類の異なる暗号資産とが直接交換することができないことを含む。）から、本邦通貨等（種類の異なる暗号資産との交換にあつては、その種類の異なる暗号資産）と直接交換することが可能な他の暗号資産を介在して取引を行うため、一時的に当該他の暗号資産を有することが必要となる場合をいうことに留意する。

この場合において、一時的に必要な暗号資産の譲渡原価の計算における取得価額は、個別法（当該暗号資産について、その個々の取得価額をその取得価額とする方法をいう。）により算出することに留意する。

法第70条（純損失の繰越控除）関係

〔被災事業用資産の損失の金額の計算等〕

（固定資産等の損失に関する取扱いの準用）

70-4 法第70条第3項の「第51条第1項又は第3項に規定する資産」の災害による損失の金額及び法第70条第3項かっこ内に規定する「その他これらに類するもの」については、51-2及び51-6の取扱いに準ずる。

法第70条の2（特定非常災害に係る純損失の繰越控除の特例）関係

（固定資産等の損失に関する取扱いの準用）

70の2-1 法第70条の2第4項第2号の事業用固定資産の特定非常災害による損失の金額及び同号かっこ内に規定する「その他これらに類するもの」については、51-2及び51-6の取扱いに準ずる。

（棚卸資産に含まれるもの）

70の2-2 法第70条の2第4項第6号に規定する棚卸資産には、不動産所得又は山林所得を生ずべき事業に係る令第81条第1号（譲渡所得の基因とされない棚卸資産に準ずる資産）に掲げる資産が含まれるものとする。

（棚卸資産の被災損失額等に関する取扱いの準用）

際に、その暗号資産（種類の異なる暗号資産との交換にあつては、その有する暗号資産又はその種類の異なる暗号資産）がいずれの暗号資産交換業者においても、本邦通貨及び外国通貨（以下この項において「本邦通貨等」という。）と直接交換することができないこと（種類の異なる暗号資産との交換にあつては、その有する暗号資産とその種類の異なる暗号資産とが直接交換することができないことを含む。）から、本邦通貨等（種類の異なる暗号資産との交換にあつては、その種類の異なる暗号資産）と直接交換することが可能な他の暗号資産を介在して取引を行うため、一時的に当該他の暗号資産を有することが必要となる場合をいうことに留意する。

この場合において、一時的に必要な暗号資産の譲渡原価の計算における取得価額は、個別法（当該暗号資産について、その個々の取得価額をその取得価額とする方法をいう。）により算出することに留意する。

法第70条（純損失の繰越控除）関係

〔被災事業用資産の損失の金額の計算等〕

（固定資産等の損失に関する取扱いの準用）

70-4 事業用固定資産の災害による損失の金額及び法第70条第3項かっこ内に規定する「その他これらに類するもの」については、51-2及び51-6の取扱いに準ずる。

（新 設）

（新 設）

（新 設）

（新 設）

70の2-3 法第70条の2第4項第6号に規定する棚卸資産特定災害損失額については、70-2及び70-3の取扱いに準ずる。

(災害損失特別勘定を設定した場合の被災事業用資産の損失の範囲等)

70の2-4 不動産所得、事業所得又は山林所得（以下この項において「事業所得等」という。）を生ずべき事業を営む居住者が、法第70条の2第1項に規定する特定非常災害（以下この項において「特定非常災害」という。）のあった日の属する年分において、特定非常災害により被害を受けた同条第4項第3号に規定する固定資産等又は同項第6号に規定する棚卸資産（以下この項において「被災資産」という。）について36・37共-7の5の災害損失特別勘定に繰り入れた金額を有する場合には、当該金額は、法第70条の2第4項第2号に規定する特定非常災害による損失の金額（以下この項において「特定非常災害による損失の金額」という。）に含まれることに留意する。

この場合において、当該特定非常災害のあった日の属する年の翌年以後の各年の1月1日において災害損失特別勘定の金額を有するときには、当該各年分において被災資産に係る修繕費用等（36・37共-7の6に定める「修繕費用等」をいう。）の額として、事業所得等の金額の計算上必要経費に算入した金額（保険金等（36・37共-7の6に定める「保険金等」をいう。）により補填された金額がある場合には、当該金額の合計額を控除した残額をいい、特定非常災害による損失の金額に該当する部分の金額に限る。）の合計額から当該各年の1月1日における災害損失特別勘定の金額を控除した残額が当該各年分における特定非常災害による損失の金額となることに留意する。

法第120条（（確定所得申告）関係

(その年に3回以上の支払を行った居住者の送金関係書類の提出又は提示)

120-9 居住者が国外居住親族の生活費又は教育費に充てるための支払を、その年に同一の国外居住親族に3回以上行った場合の送金関係書類の提出又は提示については、その年の全ての送金関係書類の提出又は提示に代えて、次に掲げる事項を記載した明細書の提出及び各国外居住親族のその年の最初と最後の当該支払に係る送金関係書類の提出又は提示として差し支えない。

ただし、その国外居住親族が法第2条第1項第34号の2ロ(3)に掲げる者に該当するものとして確定申告書に扶養控除に関する事項を記載する場合において、その各国外居住親族のその年の最初と最後の当該支払の金額の合計額が38万円未満であるときは、当該明細書の提出及びその各国外居住親族のその年の最初と最後の当該支払に係る送金関係書類の提出又は提示に加えて、その各国外居住親族のその年の当該支払の金額の合計額が38万円以上であることが明らかとなる送金関係書類の提出又は提示とする。

(新 設)

法第120条（（確定所得申告）関係

(その年に3回以上の支払を行った居住者の送金関係書類の提出又は提示)

120-9 居住者が国外居住親族の生活費又は教育費に充てるための支払を、その年に同一の国外居住親族に3回以上行った場合の送金関係書類の提出又は提示については、その年の全ての送金関係書類の提出又は提示に代えて、次に掲げる事項を記載した明細書の提出及び各国外居住親族のその年の最初と最後の当該支払に係る送金関係書類の提出又は提示として差し支えない。

ただし、その国外居住親族が法第2条第1項第34号の2ロ(3)に掲げる者に該当するものとして確定申告書に扶養控除に関する事項を記載する場合において、その各国外居住親族のその年の最初と最後の当該支払の金額の合計額が38万円未満であるときは、当該明細書の提出及びその各国外居住親族のその年の最初と最後の当該支払に係る送金関係書類の提出又は提示に加えて、その各国外居住親族のその年の当該支払の金額の合計額が38万円以上であることが明らかとなる送金関係書類の提出又は提示とする。

また、居住者は提出又は提示しなかった送金関係書類を保管するものとし、税務署長は必要があると認める場合には当該送金関係書類を提出又は提示させることができるものとする。

- (1) 居住者の氏名及び住所
- (2) 支払を受けた国外居住親族の氏名
- (3) 支払日
- (4) 支払方法（規則第47条の2第6項各号又は第8項各号の支払方法の別）

(5) 支払額

(注) 支払日とは、次に掲げる書類の区分に応じそれぞれ次に定める日をいう。

- (1) 規則第47条の2第6項第1号又は第8項第1号に掲げる書類 居住者が国外居住親族に生活費又は教育費に充てるための金銭を送金した日
- (2) 規則第47条の2第6項第2号又は第8項第2号に掲げる書類 国外居住親族がこれらの号に規定する特定の販売業者又は特定の役務提供事業者これらの号に規定するクレジットカード等の提示又は通知をした日
- (3) 規則第47条の2第6項第3号又は第8項第3号に掲げる書類 居住者の依頼に基づいてこれらの号に規定する電子決済手段の移転がされた日

法第180条((恒久的施設を有する外国法人の受ける国内源泉所得に係る課税の特例))関係

(届出書を提出していない外国法人)

180-1 外国法人で既に過去数事業年度にわたり法人税に関する確定申告書を提出しているものについては、法人税法第149条第1項若しくは第2項((外国普通法人となった旨の届出))又は第150条第4項若しくは第5項((公益法人等又は人格のない社団等の収益事業の開始等の届出))の規定による届出書を提出していない場合であっても、令第305条第1項((外国法人が課税の特例の適用を受けるための手続等))に規定する申請書に国内における同項第6号に掲げる「その現在の事業の概要」を記載した書面を添付したときは、令第304条第1号((外国法人が課税の特例の適用を受けるための要件))に掲げる要件を満たしているものとして差し支えない。

附 則

(経過的处理(1))

この法令解釈通達による改正後の取扱いは、この附則に別段の定めがあるものを除き、令和5年分以後の所得税について適用し、令和4年分以前の所得税については、なお従前

また、居住者は提出又は提示しなかった送金関係書類を保管するものとし、税務署長は必要があると認める場合には当該送金関係書類を提出又は提示させることができるものとする。

- (1) 居住者の氏名及び住所
- (2) 支払を受けた国外居住親族の氏名
- (3) 支払日
- (4) 支払方法（規則第47条の2第6項第1号若しくは第2号又は第8項第1号若しくは第2号の支払方法の別）

(5) 支払額

(注) 支払日とは、次に掲げる書類の区分に応じそれぞれ次に定める日をいう。

- (1) 規則第47条の2第6項第1号又は第8項第1号に掲げる書類 居住者が国外居住親族に生活費又は教育費に充てるための金銭を送金した日
- (2) 規則第47条の2第6項第2号又は第8項第2号に掲げる書類 国外居住親族がこれらの号に規定する特定の販売業者又は特定の役務提供事業者これらの号に規定するクレジットカード等の提示又は通知をした日

法第180条((恒久的施設を有する外国法人の受ける国内源泉所得に係る課税の特例))関係

(届出書を提出していない外国法人)

180-1 外国法人で既に過去数事業年度にわたり法人税に関する確定申告書を提出しているものについては、法人税法第149条第1項((外国普通法人となった旨の届出))又は第150条第3項((公益法人等又は人格のない社団等の収益事業の開始等の届出))の規定による届出書を提出していない場合であっても、令第305条第1項((外国法人が課税の特例の適用を受けるための手続等))に規定する申請書に国内における同項第6号に掲げる「その現在の事業の概要」を記載した書面を添付したときは、令第304条第1号((外国法人が課税の特例の適用を受けるための要件))に掲げる要件を満たしているものとして差し支えない。

の例による。

(経過的处理(2))

この法令解释通達による改正後の2-50、36・37共-22、48の2-1及び120-9の取扱
いは、令和6年分以後の所得税について適用する。